

大府市告示第54号

市道区域変更に関する告示

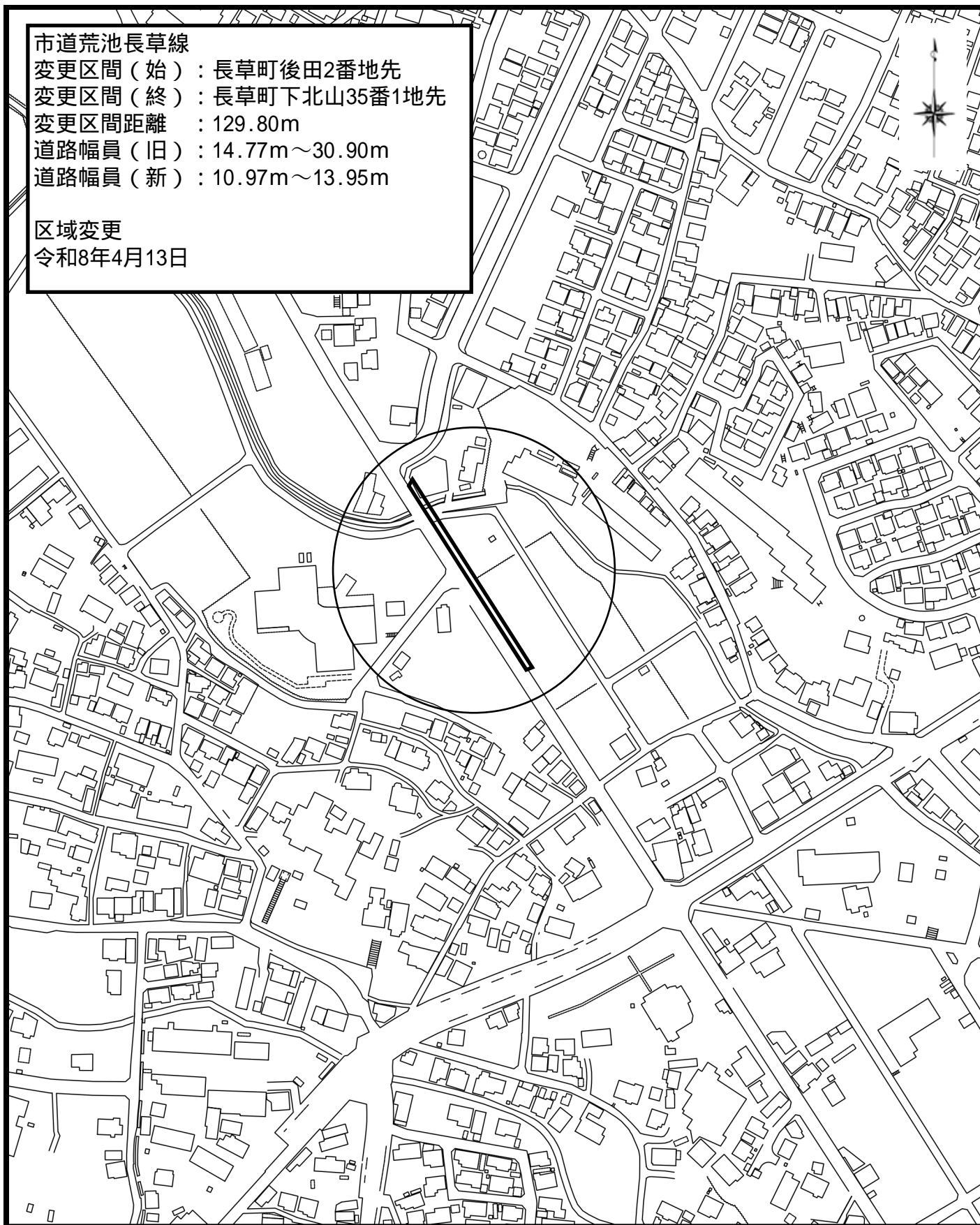
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように区域変更する。
その関係図面は、公示の日から2週間大府市役所建設総務課において、一般の縦覧に供する。

令和 8年4月13日

大府市長 岡村 秀人

整理番号	路線番号	路線名	道路区域			
			区間	新旧	敷地の幅員(m)	延長(m)
1	0103	荒池長草線	大府市長草町後田2番地先	旧	14.77 ~ 30.90	129.80
			大府市長草町下北山35番1地先	新	10.97 ~ 13.95	129.80

区域変更位置図



市道荒池長草線
変更区間（始）：長草町後田2番地先
変更区間（終）：長草町下北山35番1地先
変更区間距離：129.80m
道路幅員（旧）：14.77m～30.90m
道路幅員（新）：10.97m～13.95m

区域変更
令和8年4月13日

1:3,000